証券関係国会審議録(四)解題

1996年是

はじめに

間は昭和五六年一一月~六三年一二月の約七年間である。収録の対象は、第九五回臨時国会から第一一三回臨時国会まで、期本巻は前巻に続き幅広く証券関係の国会審議録を収録している。

この期間中、わが国の経済財政運営は、急速に拡大する財政赤字に、赤字国債の発行増)と継続的な経常収支黒字からくる対日批判を強く意識したものだった。その努力の結果、この期間の終わりには強く意識したものだった。その努力の結果、この期間の終わりには強く意識したものだった。その努力の結果、この期間の終わりには強された(ユーロ円市場の自由化や東証会員権開放等)。本巻で収施された(ユーロ円市場の自由化や東証会員権開放等)。本巻で収録した国会審議録にもそうした政府の運営努力が色濃く反映されている。

めぐる論戦(七編)の記録である。以下、成立法案を中心に次のよをめぐる審議(一四編)と、(二)財政、金融、証券の基本施策を収録対象は、(一)証券市場にかかわる種々の立法(および法改正)

うなカテゴリーに整理して、その概要を紹介する

上

季

代

司

【利子配当等の金融所得課税関係】

財政再建は五四年の国会決議に制約されて、歳出削減と不公平税制の是正に向けられた。不公平税制の一つとされた利子配当等の源泉分離選択課税制度を廃止して総合課税化するための手段として、五五年には「少額貯蓄利用者カード制度」(いわゆる「グリーンカード制度」―以下、GC制度と略―)に関する法案が成立した。ところが、「租税特別措置法改正案」(五八年二月、九八回通常国会に提出、三月成立)はGC制度の適用を三年間停止し、二年後の「所得税法改正案」(六〇年二月、一〇二回通常国会に提出、三月成立)は、GC制度を実施する前に廃止した。

税貯蓄制度の原則廃止と有価証券譲渡益への原則課税の基本方針を型売上税」の創設、所得税関連ではマル優、特別マル優などの非課呼ばれる『税制の抜本的見直しについての答申』を公表、新税「大翌六一年一〇月、政府税制調査会は「シャウプ以来の大改革」と

告分離と源泉分離の選択)となった。
告分離と源泉分離の選択)となった。
これに沿って政府は法案を準備し、一○八回通常国会に提出(六二年七月)、一部修正を経て九月に成立した。これにより非課税貯蓄制度は原則廃止(一律源泉分離課成立した。これにより非課税貯蓄制度は原則廃止(一律源泉分離課税)となる。ついで翌年、一二三回臨時国会に「税制改革関連法案」を提出(六二年七月)、一三回臨時国会に「税制改革関連法案」を提出(六二年七月)、一三回臨時国会に「税制改革関連法案」となる。ついで翌年、一二三回臨時国会に「税制改革関連法案」となった。

から「一律源泉分離課税」へと転換した。 こうして、金融・証券関連所得の課税方針は、当初の「総合課税

【国債管理政策関係】

例公債依存からの脱却は困難だった。来、予算要求額に「シーリング」を設けることで進められたが、特来、予算要求額に「シーリング」を設けることで進められたが、特歳出の徹底的な削減は、第二次臨時行政調査会(五六年発足)以

五○年度から大量発行された特例公債は一○年債であり、六○年度 六月成立)は、特例公債発行のほか、特例公債発行のための「六○年度財源確保法案」のほか、短期借換国債および翌年度国債償還のための借換債前倒し発行を可能とする「国債整理基金特別会計法改ための借換債前倒し発行を可能とする「国債整理基金特別会計法改ための借換債前倒し発行を可能とする「国債整理基金特別会計法改ための借換債前倒し発行を可能とする「国債整理基金特別会計法改ための借換債前倒し発行を可能とする「国債整理基金特別会計法改ための借換債

が義務付けられていた。には大量償還を迎える。特例公債は、借換債ではなく現金での償還

ところが、第二次石油ショック後の経済成長率の鈍化で五六−五ところが、第二次石油ショック後の経済成長率の鈍化で五六−五の政策手段・手法を具備することになった。この結果、発行・消をできるが、第二次石油ショック後の経済成長率の鈍化で五六−五の政策手段・手法を具備することになった。

【国際的に通用する信頼性の高い証券市場】

外為法改正(五五年施行)で内外資本交流が自由となり、国内で、政府は重要な法改正・新法をわずか五年間で集中的に成立させ場が国際的に信頼性の高い使い勝手の良い市場へと脱皮するため場が国際的に信頼性の高い使い勝手の良い市場へと脱皮するために、政府は重要な法改正・新法をわずか五年間で集中的に成立させた。

 証券関係国会審議録(四)解題

引の創設のほか内部者取引規制、発行開示の手続き簡素化と内容充物取引の創設、④の証取法改正案には株価指数先物・オプション取一一二回通常国会に提出、五月成立)の五法案である。②は債券先

実

の制度整備が含まれる。

る。これに対し、次に見る法案はやや異なる。

すれも国際的な証券市場へ脱皮するうえで必要とされるものであ取引規制の法整備、起債手続きの簡素化等を内容とするもので、い取引規制の法整備、起債手続きの簡素化等を内容とするもので、いた債券・株式・金融の先物取引の導入、投資顧問業務や内部者

【国際化・自由化への対応】

蓄制度廃止)に強く反対した郵便貯金側には部分的な「自主運用」直したものである。また預貯金金利決定の「一元化」(と非課税貯「資金運用部資金法改正案」は資金運用部預託金利の法定制度を見した、国内の金利自由化への障害の一つは「官」の存在であった。

た。この二つの法案は、一〇八回通常国会に提出し、成立をみた(六を認めるほか「国債の郵便局窓口販売法案」を成立させて妥協を図っ

二年二月)。

【金融・証券に関する件】

いる。 関する自主ルールの見直しにつながった。このほか「特金」膨張の 度的あり方は、法令というよりも慣行、 財政運営に関連するものは幅広く審議される。金融・証券分野の制 の審議中に明るみに出た「リクルート事件」は「店頭株式公開」に た「東証会員権」の問題が好例である。また「税制改革関連法案 行政指導等によるものも多い。例えば、 を収めている。 因となった国税庁通達「簿価分離」なども審議に取り上げられて 本巻には、 以上の法案審議のほか 国会では法案に関連するか否かにかかわらず、経済 「金融・証券に関する件」七 英米から批判の対象となっ 業界自主ルール、 政省令や

は断りなき限り「昭和」である)。

「いつ年代前半にかけての実体経済、金融・証券市場における事実経過を踏まえながら、本資料に収録した審議録について、若干の解説が、年代前半にかけての実体経済、金融・証券市場における事実経

一、利子配当等課税制度の転換

【グリーンカード法案に至る背景】

五五年の「所得税法改正」は、グリーンカード(GC)制度を創設した法案である(以下では「GC制度法」と略す)。この法律の目的は、当時、不正利用(口座の分散、仮名口座、限度額超過)の目的は、当時、不正利用(口座の分散、仮名口座、限度額超過)の手蓄非課税制度の利用者にはカードを交付し「利子の受取人確認」と「支払調書の効率的な名寄せ」によって非課税限度額を管理しようとした。コンピュータ・システムの準備を終えて五八年一月から方とした。コンピュータ・システムの準備を終えて五八年一月からカードの申請・交付を始め、五九年一月から実施予定とされた。カードの申請・交付を始め、五九年一月から実施予定とされた。として是正を求められてきた。四五年の租税特別措置法の改正で、として是正を求められてきた。四五年の租税特別措置法の改正で、として是正を求められてきた。四五年の租税特別措置法の改正で、として是正を求められてきた。四五年の租税特別措置法の改正で、として是正を求められてきた。四五年の租税特別措置法の改正で、

しろ、それ以上に)「非課税貯蓄」の不正利用が多かった。 で、実態はほとんど変わらず源泉分離が続いた。それと並んで(む

他方、五〇年以降に特例公債の大量発行が続き、その脱却を目指して当時の大平内閣は「一般消費税」導入の準備を始めたが、反対意見が強く断念を表明(五四年九月)せざるをえなかった。五四年二二月、衆参両院が全会一致で「財政再建に関する決議」を行い、財政再建は支出の徹底的な見直しと不公平税制の是正による税収増加によるべしとされた。つまり一般消費税導入の前に「不公平税制」は是正されなければならなかった。GC制度法案は、こうした経緯を経て翌五五年に提出されたのであり、源泉分離選択課税制度の期限終了(換言すれば利子の総合課税化)と同時に実施することになっていた。

(一) 租税特別措置法改正(五八年、「GC三年延期法案」と略) GC制度法案それ自体は、比較的すんなり成立したが、その直後 から資金シフトが発生した。まず銀行預金から郵便貯金に資金がシ アトした。当時、郵便貯金は非課税が基本で、そもそも国税庁の税 務調査は行われていなかった。しかも定額貯金は一〇年満期であり ながら半年後には随時引き出し可能であり、二年満期までの銀行定 増し、個人貯蓄の三〇%弱を占めるまでになる。そこで、五五年一 二月、定額貯金についてGC制度実施以前(五八年末まで)に預け られる分もカードを用いて限度管理を厳しくすることとなった。 (八)

しかし五六年に入ると、今度は海外のゼロクーポン債(外貨建て 割引債)へのシフトが始まり、五七年二月に急増した。海外ゼロクーポン債は五六年四月から五七年二月までに約三〇社が発行、その払 赤局長)によれば、日本での販売実績は一一・三億ドル(払込金ベース)で、このうち五七年二月だけで七・八億ドルと急増した。この 急増に直面して三月に入り、大蔵省は証券会社に販売自粛を要請した。ゼロクーポン債の償還差益は、償還の時点で総合課税だが、そ た。ゼロクーポン債の償還差益は、償還の時点で総合課税だが、そ の前に売却すればキャピタルゲインとなって当時は非課税であっ の前に売却すればキャピタルゲインとなって当時は非課税であっ の前に売却すればキャピタルゲインとなって当時は非課税であっ

交付申請時期を延期する政令を閣議決定する。 定付申請時期を延期する政令を閣議決定する。 元六年中の国民金融資産の増加三五兆円、あるいは預貯金の増加三三兆円に比べて微々たる額に過ぎないと反論する。しかしGC 見直し論が台頭し、五七年七月三〇日、自民党税制調査会が五年延 期を決定、議員立法で五年延期法案を提出する。五年延期法案は廃 なるが(一二月)、政府はカードの交付実施直前(一二月末)に、 で付申請時期を延期する政令を閣議決定する。

この法案の趣旨説明において、梅澤節男(主税局長)は、①民間「租税特別措置法改正案」を提出、成立させたのである(三月)。利子配当の源泉分離選択課税制度等の適用期限も三年間延長するそして翌五八年、GC制度を三年間延期し、これと連動していた

的安定性」を欠いていることを三年延期法案の理由に挙げる。 自民党の議員提案で五年延期法案が提出されたこと(のち廃案)、 自民党の議員提案で五年延期法案が提出されたこと(のち廃案)、 ではじめて円滑に運営される」と指摘し、その意味でGC制度は「法 を対するのかという危惧が一般化した、などを挙げている。また竹下登(蔵 を対する。また竹下登(蔵 を対する。また竹下登(蔵 のかという危惧が一般化した、などを挙げている。また竹下登(蔵 のちになりの表達を呼う制度は「法

法案」と略) (二) 租税特別措置法および所得税法改正(六〇年、「GC廃止

や「市場中立性」の観点からGC制度は現実的ではないという。 を廃止した場合の利子配当課税の在り方について議論を始めてい に四 る。五八年一一月の中期答申「今後の税制の在り方についての答申」 は、貯蓄者、金融機関、税務当局にとって事務的負担が大きいこと、 は、貯蓄者、金融機関、税務当局にとって事務的負担が大きいこと、 形態の所得に転化する可能性が高いことを提案している。その理由として 形態の所得に転化する可能性が高いことをあげる。つまり、「簡素」 を廃止した場合の利子配当課税の在り方について議論を始めてい に四 は、貯蓄者、金融機関、税務当局にとって事務的負担が大きいこと、 の理由として を廃止した場合の利子配当課税の在り方について議論を始めてい

非課税措置を講じるのは不公平、②高額所得者ほど非課税貯蓄制度由として、①他の所得に厳正な負担を求めながら巨額の利子所得に貯蓄制度そのものを廃止して低率分離課税を提言している。その理貯蓄制度をのものを廃止して低率分離課税を提言している。その理

律分離課税」が望ましいという意見の二つの考え方が示されたこと する委員の間で従来通り「総合課税」が望ましいとする意見と「一 ほどコストがかさむことをあげる。このなかで低率分離課税を提言 利用割合が高く、著しく不公平、 ③限度額の厳正化は精緻になる

が注目される

GC制度以前の状態に戻ったことになるが、この間 別措置法改正案」が提出 びに源泉分離選択課税制度等の適用期限の定めを廃止する「租税特 の課税方針に関する考え方に大きな変化があった。 しかし、利子配当課税の大幅な見直しは見送られ、GC制度の廃 非課税貯蓄制度の適正化を内容とする「所得税法改正案」なら (六○年二月)、成立を見た (三月)。 結局 利子配当所得

のあり方としてはむしろ市場に中立的な一律分離課税が検討に値す 堅持する立場も当面は源泉分離選択課税制度もやむを得ないという するかも、昨今税制調査会でも議論が分かれている」、「総合課税を また梅澤節男(主税局長)は「利子配当課税を将来どのように展望 りも「昨今の金融の国際化、 に加え、GC制度の最終的目標だった「利子配当の総合課税化」よ 法案の時と同様、法的安定性が期待できないことをあげるが、これ る選択肢ではないか。こういった委員はむしろそういったサイドか 意見」、他方「金融の自由化、 分離課税というありかたが将来の選択肢として望ましい」という。 GC制度廃止の趣旨説明の中で、竹下登(蔵相)は五八年の延期 自由化等の観点からみた場合、むしろ 国際化を展望した場合、 将来の課税

いう。 (一五) ら現在の源泉分離選択課税制度は評価すべきであるという意見」とら現在の源泉分離選択課税制度は評価すべきであるという意見」と

度の導入は見送ったものの、限度額を超えた課税利子には支払い 所得税法上の税務監査があるが、郵便貯金は大正九年(一九二〇年) とも注目される。たとえば民間金融機関には源泉徴収義務があり と民間銀行預金との「不均衡」を是正する動きが現実化し始めたこ 知義務を課して均衡を図ることにした、という(梅澤節男)。 以来、非課税であるためそれがない。そこで、郵貯への源泉徴収制 して浮上したのである。また個人貯蓄の三割近くを占める郵便貯金 のほかに市場中立性の観点から「一律分離課税」が有力な選択肢と このように、金融所得への課税方針について、従来の「総合課税」

所得税法改正(六二年)

て いこ る。 母子家庭などについては維持)、課税貯蓄については四論を併記し んで利子配当課税については、非課税貯蓄制度の原則廃止(老人・ を指摘し、新しいタイプの間接税(消費税)を提案する。これと並 ての答申」を公表する。この答申では、 た税制調査会は一年後の六一年一〇月「税制の抜本的見直しについ GC制度廃止法案が成立した半年後、 現行の個別間接税の問題点 中曽根内閣から諮問を受け

税、 の利子配当課税に関する方針は、(二八) これを受けた「六二年度税制改正に関する答申」(六一年一二月) 郵便貯金非課税、少額公債利子非課税)を老人・母子家庭・ ①非課税貯蓄制度 (少額貯蓄非課

定期積金、金貯蓄口座、一時払い養老保険などの類似商品の収益にい他の所得と分離する「一律分離課税方式」とする、④抵当証券、貯蓄は一〇%の分離課税、③これら以外は、一定率で源泉徴収を行明者等に対する非課税貯蓄制度に改組、②財形年金貯蓄・財形住宅

も同率の源泉分離課税、とした。

このほか証券関連税制では、株式の譲渡益につき課税ベースを拡大(年間売買回数五○回以上・売買株数二○万株以上を、三○回以上・一二万株以上に変更)、折から始まった先物取引について株式の税置益に課税することとした。また有価証券取引税について株式の税とと、海外投資家からの批判にこたえたものである。また取引所税とと、海外投資家からの批判にこたえたものである。また取引所税については、債券先物について非課税から課税に変更し、株式先物については税率を引下げる、とする。

(四) 税制改革関連法 (六三年)

は遅延したが、一二月に成立している。 は遅延したが、一二月に成立している。 は遅延したが、一二月に成立している。 は遅延したが、一二月に成立している。 は遅延したが、一二月に成立している。 は遅延したが、一二月に成立している。 は遅延したが、一二月に成立している。 は遅延したが、一二月に成立している。 は遅延したが、一二月に成立している。 は遅延したが、一二月に成立している。

この中で、証券市場にとって極めて重要な改正項目は、「有価証無流流」を原則課税にしたことである。「税制改革についての中の課税方式として次の四論、①総合課税、②申告分離課税、④源泉分離選択課税を提示している。このうち③は譲渡分離課税、④源泉分離選択課税を提示している。このうち③は譲渡分離課税、④源泉分離選択課税を提示している。このうち③は譲渡分離課税、④源泉分離選択課税を提示している。このうち③は譲渡分離により源泉徴収するもので、有取税と変わらない。そこで③の税率により源泉徴収するもので、有取税と変わらない。そこで③の税率により源泉徴収するもので、有取税と変わらない。そこで③の税率により源泉徴収するものである。一律分離課税によって、非課税となったが、法案は②と③の選択制とした。③はいわゆる「みなし譲渡場合は有取税を引き下げるとする。このうち答申は④を望ましいと場合は有取税を引き下げるとする。このうち答申は④を望ましいと場合は有取税を引き下げるとする。このうち答申は④を望ましいと場合は有取税を引き下げるとする。

によって広く課税の網をかぶせることができることとなった。徴とされた原則非課税の「有価証券譲渡益」も、一律分離課税方式こうして不正利用の多かった「非課税貯蓄」も、不公平税制の象

二、国債管理政策の進展

れる種々の政策を指している。れる種々の政策を指している。別のでは、所のののでは、別のののの国民経済の各局面において国債を無理なく受け入れら、別ののの国民経済の各局面において国債を無理なく受け入れられる が発足した。国債管理政策とは、一般的には、財政負担の軽 五一年一二月、理財局長の私的諮問機関として「国債管理政策研

拡大(銀行窓販等)と銀行のディーリング解禁等があげられる。 ・ この研究会は、五三年六月まで三回の報告書を公表しているが、 この研究会は、五三年六月まで三回の報告書を公表しているが、 この研究会は、五三年六月まで三回の報告書を公表しているが、 この研究会は、五三年六月まで三回の報告書を公表しているが、 この研究会は、五三年六月まで三回の報告書を公表しているが、 この研究会は、五三年六月まで三回の報告書を公表しているが、

換方式」が困難となり、あらたな償還政策を検討しなければならなだろう。ところが、五二年に銀行保有国債の売却が始まってから「乗というのも借換えは日銀に買い取られた国債を「乗換方式」で借換というのも借換えな含めた償還政策の具体化、精緻化はやや遅れた。

(一) 昭和五九年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための五五年九月から、本格的な借換·償還政策の検討が始まるのである。(する) 理財局長の諮問機関「国債借換問題懇談会」が設置された

特別措置等に関する法律(「五九年度財源確保法」と略

度以降は法律に明記したのである。 度以降は法律に明記したのである。 度以降は法律に明記したのである。 度以降は法律に明記したのである。 度以降は法律に明記したのである。 度以降は法律に明記したのである。 度以降は法律に明記したのである。

ところが第二次石油ショック(五四年)後の世界経済と日本経済ところが第二次石油ショック(五四年)後の世界経済と日本経済ところが第二次石油ショック(五四年)後の世界経済と日本経済ところが第二次石油ショック(五四年)後の世界経済と日本経済ところが第二次石油ショック(五四年)後の世界経済と日本経済ところが第二次石油ショック(五四年)後の世界経済と日本経済ところが第二次石油ショック(五四年)後の世界経済と日本経済ところが第二次石油ショック(五四年)後の世界経済と日本経済ところが第二次石油ショック(五四年)後の世界経済と日本経済ところが第二次石油ショック(五四年)後の世界経済と日本経済ところが第二次石油ショック(五四年)後の世界経済と日本経済ところが第二次石油ショック(五四年)後の世界経済と日本経済ところが第二次石油ショック(五四年)後の世界経済と日本経済といっても借換債を発行することにしたのである。

(二) 昭和六○年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための

特別措置に関する法律(「六〇年度財源確保法」と略)と国

債整理基金特別会計法改正

及六○年度は、特例公債の発行(二条)、国債整理基金特別会計(以下「特会」と略)への定率繰り入れの停止(三条)を内容とする「六○年度財源確保法」のほか、「特会」法改正案(五条の改正、一六条と一七条の追加)を成立させた。「特会」法五条は借換債の発行と借権限を根拠づけたものだが、その改正により短期借換債の発行と借換債の前倒し発行(五条の二)が可能となった。また一六条と一七条では、六○年四月に民営化された日本電信電話株式会社及び日本たばこ産業株式会社の売却可能な株式およびその売却収入、運用収入を償還財源充実のために同「特会」に所属させる、とした。

【償還政策の本格化】

国債の償還・借換は「国債借換問題懇談会」の設置(五五年九月)から本格的な検討が始まっている。償還政策の基本は、建設国債については「六〇年償還ルール」に基づいて、七年(一〇年)債は償還期限の七年(一〇年)ごとに七/六〇(一/六)を現金償還、五三/六〇を借換債で償還するというものである。このため「特会」には償還原資として国債発行総額の一・六%(一/六〇)を毎年、予算から繰り入れることになっていた。一方、五〇年以降に発行された特例公債は「現金償還」を義務付けていたので、一・六%の繰り入れのほか剰余金の一/二以上、必要に応じて予算から繰り入れることになっていた。

中し、乗換えの負担は日銀が負っていたからである。
・当初はさほど問題にならなかった。五〇年以前の発行国債は、引受
・当の金融機関に売却制限がかかっており、一年後に日銀が買い取る
・立とで流動性を与えていたため、償還が近づいた期近債は日銀に集
・中し、乗換えの負担は日銀が負っていたからである。

しかし五〇年以降の国債発行は大量のため日銀の買取にも限度があり、五二年四月から引受シ団金融機関は引受国債の売却を始めた。 を強要される恐れのある「建設国債」は買い手が消極的になり、流動性が劣ることになる。そこで、新しい借換方式は五七年までに定動性が劣ることになる。そこで、新しい借換方式は五七年までに定めることを目途に、先述の「国債借換問題懇談会」が設置された。もっとも五九年度までに償還が来る国債は四九年以前に発行された建設とも五九年度までに償還が来る国債は四九年以前に発行された建設とも五九年度までに償還が来る国債は四九年以前に発行された建設とも五九年度までに償還が来る国債は四九年以前に発行された建設とも五九年度までに償還が来る国債は四九年以前に発行された建設とも五九年度までに償還が来る国債は四九年以前に発行された建設により、日銀の買いオペで吸収されて市中保有国債であった。問題は六〇年度以降、大量に償還を迎える市中保有国債であった。問題は六〇年度以降、大量に償還を迎える市中保有国債であった。問題は六〇年度以降、大量に償還を迎える市中保有国債であった。

「乗換」方式は、償還資金の受領者と借換債の応募者が同一人である。そのギャップを埋めつつ、円滑に借換債を発行できるかどううる。そのギャップを埋めつつ、円滑に借換債を発行できるかどううる。そのギャップを埋めつつ、円滑に借換債を発行できるかどううる。そのギャップを埋めつつ、円滑に借換債の応募者が同一人でか、そこに「償還政策」の固有の課題があった。

【新たな借換方式と短期国債発行】

発行と借換債の前倒し発行(五条の二)であった。 は六〇年度「財源確保法」と「特会」法改正案が成立する。新たなは六〇年度「財源確保法」と「特会」法改正案が成立する。新たな期国債を償還する。特例国債についても六〇年償還ルールを適用し期国債を償還する。特例国債についても六〇年償還ルールを適用しました。 第1九 (三九)

関心が高かったということである。 関心が高かったということである。 関心が高かったということである。 関心が高かったということである。

リカ側の要求するTB市場の問題も解決し国際的にも適切な市場がにすることができる。それを日銀の公開市場操作の種にすればアメ集中する。九○日の割引国債を発行すれば償還と借換のつなぎ資金集中する。大○日の割引国債を発行すれば償還と借換のつなぎ資金にすることができる。それを日銀の公開市場操作の種にすればアメ

(リリリリ) (リリリリ) ともあれ、第一回短期国債は六一年二月発行され作れるという。ともあれ、第一回短期国債は六一年二月発行され

このほか六○年の「特会」法改正では、政府に無償で譲渡された電信電話会社とたばこ産業の株式のうち売却可能な株数が「特会」に所属替えとなった(一六条)。その趣旨について、平沢貞昭(主計局次長)は、「電電の株式は国民共有の資産であり、その売却収入は国民共有の負債である公債の償還財源に充てるのが適当である」と答弁している。またその売却方法として中田一男(理財局次る」と答弁している。またその売却方法として中田一男(理財局次る」と答弁している。またその売却方法として中田一男(理財局次る」と答弁している」「会計法は一般競争入法なりの規定に沿って売却を検討している」

理政策の手段・手法がほぼ出そろったと評価できよう。え円滑化の「償還政策」を整備したことにより、この時期に国債管以上のように、市中保有された大量国債の償還を目前にして借換

二、国際的に通用する信頼性の高い証券市場

へと脱皮するために、政府は重要な法改正・新法を短期間に集中的なり、国内でも債券流通市場等の自由性金利市場が拡大した。加えて、わが国証券市場の規模はニューヨーク、ロンドンと並ぶ世界三て、わが国証券市場の規模はニューヨーク、ロンドンと並ぶ世界三この時期は、外為法改正(五五年施行)で内外資本交流が自由とこの時期は、外為法改正(五五年施行)で内外資本交流が自由と

有和的な解決策をとった。 专和的な解決策をとった。 を融資本市場の開放などへ広がっていくことに対して、これを回 悪字問題から金融資本市場の閉鎖性批判にまで拡大し、円の国際化 黒字問題から金融資本市場の閉鎖性批判にまで拡大し、円の国際化 とった。そのため、海外からの対日批判が当初の貿易 がして、これを回 とった。そのため、海外からの対日批判が当初の貿易 がにあたって障害となった「金利決定の二元化」の解消については とった。そのため、海外からの対日批判が当初の貿易 がにあたって障害となった「金利決定の二元化」の解消については とった。そのため、海外からの対日批判が当初の貿易

ものは、本章で扱い、後者に属するものは次章で扱う。るものが混在することになる。そこで、以下では、前者に相当するこの結果、この時期の金融・証券市場関連の法案には性格の異な

(一) 株券等の保管及び振替に関する法(五九年、「株券保振法」

と略

株券の保管場所も不要、名義書換えのための本券引き出しも不要には、株券等の流通の円滑化を図ることにある。佐藤徹(証券局長)の売買があり、株券の移動は証券会社の社内相殺部分(五五%)を除く五五三億株で、うち日本証券決済会社が簡易振替で処理した一除く五五三億株で、うち日本証券決済会社が簡易振替で処理した一り保管振替制度が発足すれば、この四五三億株に上った。この法律により保管振替制度が発足すれば、この四五三億株の移動がなくなり、をの管振替制度が発足すれば、この四五三億株の移動がなくなり、をのででは、本券等の保管場がでした。

なる、といわれる。

【日本証券決済による保管振替の限界】

本券の保管と移動に伴うコストは、株式流通市場の拡大とともに際して、GHQが再開三原則の一つとして「先物取引の禁止」を条件としたため、売買には必ず現物株の受渡事務が激増した。そこで東活況期には証券取引所や証券会社の受渡事務が激増した。そこで東証は、本券の集中保管と保管機関での口座振替による株券移動の縮証は、本券の集中保管と保管機関での口座振替による株券移動の縮減策の検討を始め、四六年には一〇〇%子会社の日本証券決済株式会社が東証上場銘柄につき混蔵寄託方式による株券振替決済を段階的に始めた。

しかし、商法(二五○条)では「株式の譲渡」には「株券の交付」を必要とし「株券の占有者は適法の所持人と推定される」ため、決事務はかえって繁忙を極めた。また、名義書換済みの株券は分別保事を必要とし「株券の占有者は適法の所持人と推定される」ため、決事を必要とし「株券の方針」では「株式の譲渡」には「株券の交付」を対策とはならなかった。

【商法の特例】

券振替決済制度が必要である、と主張している。この報告書を受け報告書を提出した。この報告書では法律に基礎を置いた本格的な株問題を検討し、五七年一二月に「株券振替決済制度要綱案」を含むそこで、五四年一一月、証券取引審議会は専門部会を設けてこの

こ。て法制審議会が審議を開始し五八年一二月、今回の法律案を提示して法制審議会が審議を開始し五八年一二月、今回の法律案を提示し

加者口座および顧客口座の振替え記帳によって決済される。と、保管振替機関は参加者口座に記帳する。売買が行われれば、参別額を記帳する。参加者はさらにこの本券を保管振替機関に再預託と、参加者は顧客口座にこの預か

二月、設立認可を得た。

保振法の最大の特徴は、商法の特例を設けて、「株券の占有·交付」と同一の法的効力をもつ「口座の記帳・振替」を規定したことである。権利行使に関しては、保管振替機関が株式の名義人となるが(二る。権利行使に関しては、保管振替機関が株式の名義人となるが(二る。権利行使に関しては、保管振替機関が株式の名義人となるが(二人条)、発行会社の作成する実質株主名簿に基づいて預託株主が株九条)、発行会社の作成する実質株主名簿に基づいて預託株主が株九条)、発行会社の作成する実質株主名簿に基づいて預託株主が株工を保護といる。

国会審議では、「口座の記帳・振替」に法的効果を持たせたのだ がら、その口座を設置する機関の公共性や数が問題となった。数の がら、その口座を設置する機関の公共性や数が問題となった。数の がっことは考えられないが、上場株式と店頭株式、そういった分け 表くなるか、どういう数で処理をしていけば一番法の目的にかなう のかが重要なポイント」と答弁する。

また法人形態について、最近の行革問題を考慮し、認可法人では

を事業対象とする単一の財団法人「証券保管振替機構」が五九年一規制を加えたものにしたという。こうして、上場株式と店頭株式等に還元する」観点から、民法上の公益法人に最小限の公的な監督・なく、「合理化によって出てくる金銭上の効果をできるだけ投資家

必要性が認識されながら、東証の検討から二五年もかかった理由として、佐藤徹(証券局長)は、わが国の株主の認識が「株主権にたして、佐藤徹(証券局長)は、わが国の株主の特例を必要としたこと、副次的には関係者が多く(発行会社、証券会社、証券取引所、金融機関、信託銀行)、調整に時間がかかったことを挙げる。しかし、五四年に証取審が検討をはじめ、商法の特例というかなり大掛かりな提言をした五七年末からわずか一年で法制審が法律案を作成したスピードを考えると、五〇年代半ばからの急速に進展する証券市場の国際化が、関係者の背中を押したのではないかと推定といった。

(二) 証券取引法改正 (六〇年)

される。

条の三、一三二条)などである。

債券先物市場創設に関する検討は五九年から本格化した。証券取りまとめた。 「公社債特別部会」(五九年二月設置)が、七月に公社 でることを決定し、一二月に報告書「債券先物市場に絞って検討 することを決定し、一二月に報告書「債券先物市場に絞って検討 することを決定し、一二月に報告書「債券先物市場の創設について」 で図1)

この報告書では、市場創設の必要性として、債券市場拡大に伴う リスクヘッジのほか、国際資本市場としての視点を強調している。 リスクヘッジのほか、国際資本市場としての視点を強調している。 によるわが国証券市場への投資減退要因となることが指摘されてい この報告書では、市場創設の必要性として、債券市場拡大に伴う この報告書では、市場創設の必要性として、債券市場拡大に伴う

望ましいことを指摘している。
望ましいことを指摘している。
とされる。また取引の仕組みとして「代表銘柄方式」と「標める、とされる。また取引の仕組みとして「代表銘柄方式」と「標める、とされる。また取引の仕組みとして「代表銘柄方式」と「標める、とされる。また取引の仕組みとして、支払い不能リスクがなく利息支払また、取引対象の要件として、支払い不能リスクがなく利息支払

で取り上げられた。法案では「標準物方式」が採用された。その理審議過程でも、取引の仕組み、直接参加者、取引所税などが質疑

制その他のルールに服することになる。
これらは「会員」ではないが、「みなし会員」として東証の自主規社のほか、公共債ディーリングを認可された金融機関も含まれた。直接参加者の範囲としては、非会員の国内証券会社、海外証券会

問題となったのは、ディーリング認可行にはブローカー業務を当面認めず、自己売買に限定したことであった。これに付き、岸田俊輔(証券局長)は、「六○年三月末の業際問題の処理に当たり、種々取引に係る取次業務を行う必要性があるという強い主張があることに鑑み、債券先物市場が発足した後、その健全な発展を図る見地から上記の必要性が生じた場合には、遅滞なく金融機関の取次業者とら上記の必要性が生じた場合には、遅滞なく金融機関の取次業者とら上記の必要性が生じた場合には、遅滞なく金融機関の取次業者としての先物市場への参加について具体的な検討を行う」。

取引所税については、当面、非課税とした。その理由として角谷

課税問題を検討したい、ともいう。 は、大蔵省官房審議官)は沿革を紹介し次のように言う。日露戦争時に大量の国債が発行され債券流通を円滑にするために、国債のの後、大正三年の取引所法改正時に本文に非課税を明記して、今日に至っている。今回、これを存置した。ただし、債券現先とのバランスを考えながら、市場機能の円滑な発揮という点も考え、今後、(max)。

げられた。
いては税率を引き下げている。また有取税では債券の税率が引き下いては税率を引き下げている。また有取税では債券の税率が引き下引所税法も改正され、債券先物は非課税から課税に、株式先物につ取引所税に関しては、前述の通り、六二年の所得税法改正時に取

(三) 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法(六一年、

「証券投資顧問業法」と略

定の要件を満たしたものに「認可」を与えることとしている。た投資一任業務については、登録を受けた投資顧問業者のなかで一の行為規制を課すことで投資者保護を図ろうというものである。まの行為規制を課すことで投資者保護を図ろうというものである。まっている。そのでのでのである。まのでのでのである。まのでのでのである。その要件を満たしたものに「認可」を与えることとしている。その方のでは、対している。その方のでは、対している。その方のでは、対している。

れば、わが国には投資顧問業を営む業者が多数、存在していたが、を進め、六〇年一一月報告書をとりまとめている。この報告書によ特別部会」を設置し(五九年一二月)、以来一〇回にわたって審議にの立法に先立って、証券取引審議会は「投資顧問業務に関する

て新法を必要とする理由・背景として、大略二点あげる。証券投資顧問業務に関する法律は存在していなかった。今回、改め

る投資者被害が後を絶たないことであった。速に高まったことである。他方で第二に、悪質な投資顧問業者によ況下、効率的な資産運用を図る観点から投資顧問業へのニーズが急策一に、金融資産の増大、金融の自由化・国際化の進展などの状

過をたどっている。 当な勧誘を行い、それに絡んで貸付をし、担保として顧客の手持ち 問業者による投資者被害が発生している。しかも近年、被害は一般 備グループ」、五九年には「投資ジャーナル」など、悪質な投資顧 それは投資家ニーズの高まりを反映している。他方、五六年には「誠 社の併営、銀行系・生保系八社、外資系一四社) 資金を騙し取り、不当な取引を行って損をさせて終わる、という経 大衆に広がり、被害額も巨額に上っている。その手口は、顧客に不 入であることなど、五〇年代半ばから規模の拡大が顕著となった。 円へと急増していること、外資系一四社のうち一一社は六○年の参 で契約資産は五五年九月の二七○○億円から六○年九月末四・五兆 で二九九社が投資顧問業を営んでいた。このうち証券系一四社のみ 六○年五月時点で、内外主要四四社(証券系一四社、 のほか、 信託銀行八 国内各地

迅速かつ効率的な投資サービスを提供するには「投資一任業務」がである。個々の証券売買ごとに事前に顧客の了承をとることなく、投資一任業務は、投資顧問業務の専門性が最も発揮しやすい形態

証券関係国会審議録(四)解題

シュー」(相田雪雄野村投資顧問社長)だったのである。 (国九) いう。まさに「投資一任業務を認めるか否かが証取審の最大のイッいう。まさに「投資一任業務を認めるか否かが証取審の最大のイッと業務」から発生する場合が多い。そこで、「立法上、正面から投資業務」から発生する場合が多い。そこで、「立法上、正面から投資業務」から発生する場合が多い。そこで、「立法上、正面から投資業務」がある。

【一任業務をめぐる規制】

金二で、わが国の投資一任業務にかかる過去の規制対応について みておこう。わが国の投資一任業務は、証券業における「売買一任 勘定取引」から派生したものである。「売買一任勘定取引」とは、 顧客から、①売買の別、②銘柄、③数量、④価格の決定を一任され で顧客の計算で行う取引である(改正前証券取引法一二七条)。こ うした取引には規則が設けられていたが、投資者被害が後を絶たな かったことから、三九年二月大蔵省から通達「有価証券の売買一任 かったことから、三九年二月大蔵省から通達「有価証券の売買一任 勘定取引の自粛について」が発出された。この通達により、規則が (五二) (五二)

証券の間で「兼業」として投資顧問業を行うものが現れた。 にしても売買手数料の取得が目的であって、一任勘定取引をブローカー業務とは区別された「業」として行っていたわけではない。とカー業務とは区別された「業」として行っていたわけではない。と

証券会社が一般の顧客と投資顧問契約のある顧客の間で区別した

すると証取法上の無免許営業に該当するからである。 地戸を行うことは好ましくないこと、また顧客と証券会社との利益 地戸を行うことは好ましくないこと、また顧客と証券会社との利益 地戸を行うことは好ましくないこと、また顧客と証券会社との利益 地戸を行うことは好ましくないこと、また顧客と証券会社との利益 助言を行うことは好ましくないこと、また顧客と証券会社との利益

こうして、証券系や銀行系・生保系、外資系など主要な投資顧問業者は投資一任業務ができない一方で、一部の投資顧問業者は、「会費」は取っているが証券会社への発注(「証券取引行為」)は無償で上の一任運用を行うという矛盾した状況が現出した。こうした矛盾は、五五年以降、投資顧問業の規模が急拡大し、これに伴って投資は、五五年以降、投資顧問業の規模が急拡大し、これに伴って投資は、五五年以降、投資顧問業の規模が急拡大し、これに伴って投資を被害も大きくなったことによって是正が求められるようになった。

の基準」を明記する。さらに投資一任の認可業者は兼業を制限され入れ義務(一○条)のほか、種々の行為規制を課している(一三条広告規制、一四条契約締結前書面交付、一五条契約時書面交付、一五条至銭・有価証券貸し付け禁止)。また登録を受けた投資顧問業の条金銭・有価証券貸し付け禁止)。また登録を受けた投資顧問業を登録制(四条)とし、営業保証金の差しの基準」を明記する。さらに投資一任の認可業者は兼業を制限される。

に開業規制と行為規制の併課としたのである。る(三一条)。以上のように、投資顧問業法は、証取法などと同様

(四)「証券取引法改正」と新法「金融先物取引法」(六三年)

六三年五月に「証取法改正案」と新法「金融先物取引法案」が成

上場を提言している

開示制度の改善)が含まれている。 を対象とする証券先物市場の創設、②内部者取引規制、③企業内容立している。証取法改正案には三つの異なった内容(①株価指数等

【証券先物市場、金融先物市場の創設】

これに先立って、証取審は六一年一二月、「証券先物特別部会」 を設置、六二年五月、報告書「証券先物市場の整備について」を提 (五六) の兆円に増大し、株価変動も激しくなってきたこと等をあげ、株価 変動に対するリスク管理機能を一層充実させること、諸外国と比べ そん色のないものにする必要があることを指摘している。それを踏 まえ、株価指数先物取引や同オプション、すでに行われている債券 まえ、株価指数先物取引や同オプション。

国際的役割を拡充するため、金利や通貨を対象とした金融先物市場れぞれ金融先物に関する部会を設置して審議を開始し、中途から合に対するニーズの増大に応えるとともに、わが国金融資本市場の整備について」を提出した。金融の自由化・国際化に伴うリスクヘッ整備について」を提出した。金融の自由化・国際化に伴うリスクヘッを構造して審議を開始し、中途から合いが、公工年七月それぞれ金融先物に関する部会を設置して審議を開始し、中途から合いが、公工年七月それぞれを融出を表表した金融先物市場を開催している。

合的な金融先物市場」を創設することが肝要であり、幅広い商品のを踏まえ、同報告書は、海外と共通の枠組みとすべきであり、「総の整備、海外金融先物取引の一層の自由化が必要と指摘する。これ

定された。 証取審は、現物市場と整合的な管理運営の確保が重要であるとの 証取審は、現物市場と整合的な管理運営の確保が重要であるとの に近い。 に近い。 に近い。 に近い。 に近い。 に対し、 にです一月大蔵省内の三局(銀行局・証券局・国際金融局)間の合意に は別個の「金融総合取引所」の創設を提言した。この対立は、六三 年一月大蔵省内の三局(銀行局・証券局・国際金融局)間の合意に はって解決され、基本方針「金融先物取引等の整備について」が決 に近い。

2 所要の措置を講じる、とした。 設二年を経過した時点で見直しを行い、 取次も②と同様に相互乗り入れとし、外為法上の措置をとる。 物取引所」を創設、証券にかかる先物取引は証券取引所に上場する。 に対応し、 直し規定】今後の推移、内外の金融情勢、海外における動向に適切 の債券先物の取次を認める。③【海外市場への取次】海外市場への は金融先物取引所への参加(通貨は除く)、金融機関は証券取引所 これによると、①【取引場所】証券以外の金融先物は、 【部分的な相互乗り入れ】できるだけ幅広い参加とし、証券会社 先物市場の国際性を高める観点から、 必要とあれば法改正を含め 金融先物取引所創 「金融先 ④ 見

総合的な金融先物取引所構想は退けられたのだが、その理由とし

(至立) 三つの審議会の過程で六二年一〇月にブラック・マンデーが起こっ三つの審議会の過程で六二年一〇月にブラック・マンデーが起こって、平沢貞昭(銀行局長)は、「先物総合の意見も強くあったが、

関が行える証券業務として国債および外国国債についての先物、 券業にこれら取引の取次などを加えた (八項改正)。また、金融機 兼業として参加した。 はこの時点では為替業務を認められていないため、 本円・米ドル通貨先物の三商品を上場してスタートした。証券会社 所が設立、六月から日本円短期金利先物、米ドル短期金利先物、 先物取引法に基づき、平成元年(一九八九年)四月、東京金融取引 プション取引 (外国市場先物などを含む) を加えた (六五条二項)。 取引(一五項)、外国市場先物取引(一六項)を加えた。また、 「定義」に有価証券等指数先物取引(一四項)、有価証券オプション 証取法改正により、六三年九月、大阪証券取引所に日経平均株価 指数先物は「有価証券」ではないため、証取法改正案では、二条 東京証券取引所にTOPIX先物が上場された。他方、 金利先物にのみ 金融 オ 証 Н

【内部者取引規制】

される前に同社株を売却した。ところが、この事案を「内部者取引」が債券先物取引で巨額の損失をだし、取引銀行が、その情報が公開ダー)取引規制について検討を開始した。前月にはタテホ化学工業、二年一〇月、証取審は「不公正取引部会」で内部者(インサイ

「不公正取引部会」の報告書は、刑事罰を科す場合の観点として に成罰されるか否かが明確に判断できるものにすること、であって処罰されるか否かが明確に判確にして行為が行われる時点においすること、第二に真に刑事罰は何部者取引の行為それ自体の罰則であること、第二に構成要件を明確にして行為が行われる時点において処罰されるか否かが明確に判断できるものにすること、であって処罰されるか否かが明確に判断できるものにすること、であって処罰されるかの観点として に会当して、第二に取引部会」の報告書は、刑事罰を科す場合の観点として に会当して、第二に関いる。

開買付者等関係者の禁止行為)を追加した。一九○条の二第一項で法案では一九○条の二(会社関係者の禁止行為)、一九○条の三(公関する情報、③情報受領者を客観的に明確にしたことだ、という。(☆☆)の会社の情報に関する重要情報、②公開買い付けの実施に対本一郎(神戸大学名誉教授)は、今回の法文の特徴は構成要件

は会社関係者として、役職員、主要株主、契約関係者(取引銀行、は会社関係者として、役職員、主要株主、契約関係者(取引銀行、などが改正点であった。

取引防止体制の重要性も指摘された。 売買審査部、証券業協会の自主規制(内部者管理規則)等の内部者売買審査部、証券業協会の自主規制(内部者管理規則)等の内部者の対象にあり、証券取引所の法整備もさることながら、予防体制も重要であり、証券取引所の

「タテホショック」がきっかけであったとしても、内部者取引の「タテホショック」がきっかけであったとしても、内部者取引規制を整備することは、わが国証券市場が、国でいた。内部者取引規制を整備することは、わが国証券市場が、東京でいた。内部者取引規制を整備することは、わが国証券市場が、東京でいた。内部者取引規制を整備することは、わが国証券市場が、国際的市場としての地位を保ち内外の投資家の信頼を確保するうえで、諸外国において内部者取引の国際化の潮流が底辺にあったとしても、内部者取引の「タテホショック」がきっかけであったとしても、内部者取引の

【企業内容開示制度の改善】

市場を取り上げた。六〇年五月から審議を開始し、六一年一二月報書「債券先物市場の創設について」を取りまとめた後、公社債発行と無縁ではない。証券取引審議会「公社債特別部会」は先述の報告発行開示の手続きの簡素化と内容の充実もやはり、国際化の潮流

告書「社債発行市場の在り方」を提出した。

内容の充実に資する条項が盛られた。 内容の充実に資する条項が盛られた。 内容の充実に資する条項が盛られた。 内容の充実に資する条項が盛られた。 内容の充実に資する条項が盛られた。 大び、六○年度には○・九兆円に減少していた。国債市場と比べてたが、六○年度には○・九兆円に減少していた。国債市場と比べてたが問題であった。報告書は、普通社債発行に関する改善策を列業したが、このうち法改正を要するものとして、受託制度や社債発行限度枠の撤廃など商法関連のほか開示制度の改善などが取り上げられている。六三年の証取法改正では、発行手続きの簡素化と企業られている。六三年の証取法改正では、発行手続きの簡素化と企業られている。六三年の証取法改正では、発行手続きの簡素化と企業の容別を表現が盛られた。

生期間中は金利変動等のリスクにさらされる。の「企業情報」は継続開示書類と重複する部分が多く、また効力発で、それが効力を発生するまでは募集に入れない。ところが届出書で、それが効力を発生するまでは募集に入れない。ところが届出書

そこで、六二年四月、政省令改正などにより「組込方式」が導入された。「組込方式」は継続開示書類を届出書に組み込むもので法改正を要しない。しかし、より簡便な方法としてアメリカでは「統合開示制度」(一九八二年)が「Shelf Registration」(一九八三年)が系を統合したもので、わが国の「参照方式」である。また「Shelf Registration(一括登録制度)」は、わが国では「発行登録制度」と呼ばれる。ともに導入には法改正が必要であった。

「参照方式」は、企業情報につき直近の継続開示書類を参照すべき旨を記載するだけで足りるもので、発行開示と継続開示の統合である。しかし現行法は届出書の中で必要な事項の記載を具体的に求めているので、法改正を要した。さらに、より簡便で機動的に発行できる方法として「発行登録制度」があった。これは発行予定期間における発行金額を登録しておけば、一定期間内は発行届け出を行うことなく、有利な時期に適宜、何回かに分けて発行できるものである。

参照方式にせよ、発行登録制度にせよ、投資者には企業情報が直 を照方式にせよ、発行登録制度にせよ、投資者には企業情報が直 を照方式にせよ、発行登録制度にせよ、投資者には企業情報が直 を照方式にせよ、発行登録制度にせよ、投資者には企業情報が直 を照方式にせよ、発行登録制度にせよ、投資者には企業情報が直 を照方式にせよ、発行登録制度にせよ、投資者には企業情報が直 を照方式にせよ、発行登録制度にせよ、投資者には企業情報が直 を照方式にせよ、発行登録制度にせよ、投資者には企業情報が直 を照方式にせよ、発行登録制度にせよ、投資者には企業情報が直 を照方式にせよ、発行登録制度にせよ、投資者には企業情報が直 を照方式にせよ、発行登録制度にせよ、投資者には企業情報が直

の撤廃などが改正項目として盛られた。円から五億円基準へ引き上げ)、担保付き普通社債の開示義務免除このほか、効力発生期間の短縮、届け出免除基準の見直し(一億

調し始める

市場へ脱皮させることだった。
市場へ脱皮させることだった。
市場へ脱皮させることだった。
市場へ脱皮させることだった。
市場へ脱皮させることだった。
市場へ脱皮させることだった。

四、国際化・自由化への対応

これに対し、次の四法案は、これらとは性格が異なっている。

「電気・ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法改正案」(六(一) 電気・ガス会社の社債発行限度特例法改正(六〇年)

○年一一月成立)は、内需拡大策として電力会社に追加投資を要請

きたが、六○年代に入ると規制緩和や民間活力による内需拡大を強字は一○○○億ドルに達した。ところが、政府の財政支出に占める字は一○○○億ドルに達した。ところが、政府の財政支出に占める国債発行依存度はなお高く(六○年度二三二%)、かつ五四年「財政再建に関する国会決議」があって財政支出には制約があった。また、五六年発足の第二次臨時行政調査会は、行財政改革の方針を掲げ、歳出にシーリング(上限)を設けるなど強く歳出削減を求めてげ、歳出にシーリング(上限)を設けるなど強く歳出削減を求めてげ、歳出にシーリング(上限)を設けるなど強く歳出削減を求めていた。またが、六○年代に入ると規制緩和や民間活力による内需拡大を強されている。

興策として、一般電気事業会社に対し、今後六三年度までの間に、そこで、政府は、「喫緊の政策課題である民間活力による内需振

従来、電力会社の社債発行限度額は、電気事業法により「資本金額または純資産の少ない方」の二倍の枠を認められていたが、五一年三月に電気・ガス会社について特例法が成立し、電力会社につい年三月に電気・ガス会社については二倍の枠が認められた。この当時は第一次石油ショックの影響で株価が低迷、増資によって起債枠を拡大することが困難だったという事情があって特例法を制定したので大することが困難だったという事情があって特例法を制定したのであった。この特例法は一〇年の時限立法で、六一年には期限が到来あった。この特例法は一〇年の時限立法で、六一年には期限が到来あった。この特例法は一〇年の時限立法で、六一年には期限が到来あった。この特例法は一〇年の時限立法で、六一年には期限が到来あった。この特例法は一〇年の時限立法で、六一年には期限が到来あった。この特例法は一〇年の時限立法で、六一年には期限が到来あった。この特例法は一〇年の時限立法で、六一年には期限が到来あった。この特例法は一〇年の時限立法で、六一年には期限が到来あった。この特別法は一〇年の時限立法で、六一年には期限が到来あった。この特別法は一〇年の時限立法で、六一年には期限が到来あった。

り社債発行限度枠は撤廃された。)
の社債発行限度額を四倍から六倍に引き上げた。他方、ガス会社につけては特例を廃止し、法律名も「一般電気事業会社の社債発行限度にのいては特別を廃止し、法律名も「一般電気事業会社の社債発行限度をでして期限を延長し、電気会社については

(二) 外国為替及び外国貿易管理法改正(六一年、「外為法改正」

円の国際化へと旋回したのである。 当初、欧米からの対日批判は貿易黒字に向けられていたが、五八年末から金融証券市場の「閉鎖性」へ向けられるようになった。転機となったのは五八年一一月のレーガン(アメリカ大統領)来日で機となったのは五八年一一月のレーガン(アメリカ大統領)来日では、1000年では、1000年である。

「日米円ドル委員会」が設置され、五九年二月から協議が進めら

の(例えば東証会員権開放)があった。 の(例えば東証会員権開放)があった。 の(例えば東証会員権開放)があった。 の(例えば東証会員権開放)があった。 の(例えば東証会員権開放)があった。 の(例えば東証会員権開放)があった。 の(例えば東証会員権開放)があった。 の(例えば東証会員権開放)があった。

場をあまりに急速に作ろうとすれば、 取引当事者のニーズに応じた形で円が自由に選択されるように障害 場が一国の通貨の国際化において、主要な役割を果たすべきかどう 市場から着手すべきである」、 進展のためのかなめであり、したがって、円の国際化にはユーロ円 の除去、環境の整備を図っていくことが肝要だとした。 は基本的には取引当事者の選択により自然に進展していくもので、 か」定説は存在しない、と反論した。そして日本側は、円の国際化(4六) レート及び国内金融制度に悪影響を及ぼしかねない。またユーロ市 れた。米側は「完全に自由なユーロ円市場の確立こそ、円の国際化 「報告書」では、円の国際化につき日米間に考え方の違い 他方、 日本の財政・金融政策、 日本側は「自由なユーロ がみら 円 市

この中で、円の国際化は積極的に進めるべき、との考えのもと、そ三月、外為審は答申「円の国際化について」を提出した。外為審はては、外国為替等審議会(以下、外為審)に意見を求めた。六○年円の国際化やユーロ円債、中長期ユーロ円貸付けの自由化につい

法の改正が必要であった。
に「東京オフショア市場の創設」として結実するが、これには外為京市場の国際化」を挙げた。このうち「東京市場の国際化」はのちの方策として「金融の自由化」、「ユーロ円取引の自由化」、そして「東

外為審は答申「東京オフショア市場の創設について」(六〇年九月一八日)を提出した。これによれば、「東京市場の国際化は金融の自由化により促進されつつあるが、依然として中長期市場に比べの自由化により促進されつつあるが、依然として中長期市場に比べの方の資金の調達および非居住者に対する資金の運用に限り、取引の下滑化に資するための措置を講じることについて検討することが適当である」という。

取引勘定(いわゆるオフショア勘定)を設けることができる、とし四月)、五月成立した。オフショア勘定は国内勘定とは遮断され、四月)、五月成立した。オフショア勘定は国内勘定とは遮断され、四月)、五月成立した。オフショア勘定は国内勘定とは遮断され、四月)、五月成立した。オフショア勘定は国内勘定とは遮断され、四月)、五月成立した。オフショア勘定は国内勘定とは遮断され、四月)、一〇四回通常国会に「外為法改正案」が提出され(六一年二月)、一〇四回通常国会に「外為法改正案」が提出され(六一年二月)、一〇四回通常国会に「外為法改正案」が提出され(六一年二月)、一〇四回通常国会に「外為法改正案」が提出され、六十年である。

これを特別国際金融取引勘定において経理する場合には、届け出をた。また非居住者との間の金銭の貸借は、現在、届け出を要するが、

要しない、という。

進める方策をとっていったのである。 こうして円の国際化に対しては、国内の金融秩序に混乱を与えず

(三) 資金運用部資金法改正 (六二年)

出融資する仕組みである。
出融資する仕組みである。
出融資する仕組みである。
財政投融資は「第二の予算」とも呼ばれ、郵便貯金の存在である。
財政投融資は「第二の予算」とも呼ばれ、郵便貯金の存在である。
財政投融資は「第二の予算」とも呼ばれ、郵便貯金の存在である。

その際、資金運用部は法定金利で郵貯などから資金の預託をうける。この資金を使って政府系金融機関は融資を行うが、その基準金を、この資金を使って政府系金融機関は融資を行うが、その基準金や利ザヤを勘案して決められたもので、狭い範囲に並んでいるためや利ザヤを勘案して決められたもので、狭い範囲に並んでいるためや利ザヤを勘案して決められたもので、狭い範囲に並んでいるためや利ザヤを勘案して決められたもので、狭い範囲に並んでいるためや利ザヤを勘案して決められたもので、狭い範囲に並んでいるため、資金運用部は法定金利で郵貯などから資金の預託をうける。この資金を関係している。

な運用、公共の利益の増進(一条)にあって、この「統合管理の原金利となった(同法四条)。同法の目的は、統合管理、確実・有利臣が決めていたが、二六年に「資金運用部資金法」が成立し、法定窪田弘(理財局長)によれば、この「預託金利」は当初は大蔵大

ところで、五○年代後半からの金利自由化と円高不況で長期金利ところで、五○年代後半からの金利自由化と円高不況で長期金利ところで、五○年代後半からの金利自由化と円高不況で長期金利ところで、五○年代後半からの金利自由化と円高不況で長期金利ところで、五○年代後半からの金利自由化と円高不況で長期金利ところで、五○年代後半からの金利自由化と円高不況で長期金利ところで、五○年代後半からの金利自由化と円高不況で長期金利ところで、五○年代後半からの金利自由化と円高不況で長期金利ところで、五○年代後半からの金利自由化と円高不況で長期金利ところで、五○年代後半からの金利自由化と円高不況で長期金利ところで、五○年代後半からの金利自由化と円高不況で長期金利ところで、五○年代後半からの金利自由化と円高不況で長期金利ところで、五○年代後半からの金利自由化と円高不況で長期金利といった。

主運用を認めるべき、と主張した。金被保険者の利益のために郵便貯金・年金の全額預託を見直して自りであって、もし預託金利を保証できないのであれば、貯金者や年りであって、もし預託金利を保証できないのであれば、貯金者や年この法定制の見直しに、預託側の郵便貯金(郵政省)、年金保険(厚

の意見を聞かなくてはならない(四条五項)とされた。
、約定期間に応じて政令で決める利率により利子を付する」(四氏金事業・厚生年金保険事業・国民年金事業の財政安定等を考慮した、約定期間に応じて政令で決める利率により利子を付する」(四に、約定期間に応じて政令で決める利率により利子を付する」(四に、第便制を改め、「国債の金利その他市場金利を考慮するとともに、郵便制を改め、「国債の金利その他市場金利率により、政策を関するという。

り、これに応えるため、とされる(窪田弘理財局長)。 の見地から国際機関債を引き受けてもらえないかという打診」があめ見地から国際機関債を引き受けてもらえないかという打診」があ機関等)が追加された(第七条一項一二号)これは、「国際的協力このほか、資金運用部の運用対象として外国債(外国政府・国際

ための事業については、その充実に努めること」とされた。自由化への対応策並びに国民年金・厚生年金積立金の財源の強化のこの法案には「付帯決議」があり、その二項で「郵便貯金の金利

(六二年、「郵便局国債窓販法」と略) 郵政官署における国債等の募集の取扱い等に関する法律

以上のように、資金運用部資金法改正の陰の主役の一つは「郵便財金」であった。中曽根総理が法定制の検討を提言した六一年一月時点で、既述のように郵貯を含む非課税貯蓄制度が俎上に上ってく反対した。そこで、政府と自民党との間で次の案が合意された(六一年一二月)。郵貯には自主運用を二兆円分認める。預託金利の法定制は改める(前述)。郵貯への余裕限度の引き上げ、郵便局に国定制は改める(前述)。郵貯への余裕限度の引き上げ、郵便局に国定制は改める(前述)。郵貯への余裕限度の引き上げ、郵便局に国度窓販を一兆円まで認める、というものであった。こうして、一〇八回国会に、表題の郵便局国債窓販法のほか貯金法改正案も提案され、ともに成立した(六二年五月)。

を一定範囲で運用できるようにする、などである。先述のように資円から五〇〇万円へ)、②郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金「郵便貯金法」改正の内容は、①預入限度の引き上げ(三〇〇万

証券関係国会審議録(四)解題

化対策資金が借り受けて自主運用するという形をとった。便貯金は、いったん運用部に預託したうえで、あらためて金融自由金運用部資金法は、一条で「統合原則」を掲げている。そこで、郵

三郵政省貯金局長)
三郵政省貯金局長)
(八六)
取り扱い郵便局で国債を販売する。六二年度一兆円の販売目標だが、取り扱い郵便局で国債を販売する。六二年度一兆円の販売目標だが、また、郵便局国債窓販法は、簡易郵便局を除く約二万の為替貯金また、郵便局国債窓販法は、簡易郵便局を除く約二万の為替貯金

五、金融証券に関する件

られたのか、見ておきたい。とれたのか、見ておきたい。とれたのか、見ておきたい。このうち、いわゆる「財テク」を促進さ、まないでは、法案審議に直接かかわらないが、金融証券に関する審が、のからないが、金融証券に関する審

(一) 特定金銭信託の評価法

②衆議院大蔵委員会会議録一八号(六三年五月一八日)である。れるのは、①参議院大蔵委員会会議録六号(六一年三月二七日)、「簿価分離」あるいは特金の評価方法について質疑の記録がみら

【簿価分離】

証券がある場合には、当該信託にかかる有価証券と当該法人の有すのうち当該法人の有する有価証券と種類及び銘柄を同じくする有価法人税基本通達(六―三―三の二)によれば、「法人が信託財産

る有価証券と区分しないで」評価しなければならない。つまり、原則的に信託保有の証券は一括評価されなければならない。ただし、この適用は「金銭の信託」を除くとされる。適用除外の「金銭の信託」として、①合同運用信託や証券投資信託、②適格退職年金契約にかかる信託、③指定単独運用の金銭信託があげられ、これらの場合に「信託保有の証券」は区分評価(「簿価分離」)されることになる。

保することとなっている、とされる。保することとなっている、とされる。のは困難なので、将来、受益者が具制である。しかし、投信や合同運用のように、収入・支出の発生の則である。しかし、投信や合同運用のように、収入・支出の発生の事で、個々の受益者に課税するのは困難なので、将来、受益者が具まず、信託財産に帰せられる収入・支出は受益者が特定されています、信託財産に帰せられる収入・支出は受益者が特定されています。

大一年三月の質疑で、近藤忠孝(共産党参議院議員)が特定金銭 大一年三月の質疑で、近藤忠孝(共産党参議院議員)が特定金銭 大一年三月の質疑で、近藤忠孝(共産党参議院議員)が特定金銭 大一年三月の質疑で、近藤忠孝(共産党参議院議員)が特定金銭 大一年三月の質疑で、近藤忠孝(共産党参議院議員)が特定金銭

立的な取り扱いをしている」と反論する。 損がある場合はその含み損も表現されない」国税当局としては「中助長させたという批判に対し、堀越は「逆のケースもあって、含みまた簿価分離が、「含み益」への課税を免れることで株式投機をまた簿価分離が、「含み益」への課税を免れることで株式投機を

【特定金銭信託の評価方法】

せないための策ではないかという批判が出た。めたが、これが前年のブラック・マンデーで株価の評価損を計上さめたが、これが前年のブラック・マンデーで株価の評価損を計上さ方法につき低価法と取得原価法の選択制という事務処理基準をまと

ていずれかを選択する方針」を明らかにした、という。 ので、それを解くために、「従来どおり低価法あるいは取得原価法の 類得原価主義から低価法に移行するのではないかという誤解が生じた 取得原価主義から低価法に移行するのではないかという誤解が生じた 取得原価主義から低価法に移行するのではないかという誤解が生じた でで、それを解くために、「従来どおり低価法あるいは取得原価法の でで、それを解くために、「従来どおり低価法あるいは取得原価法の ので、それを解くために、「従来どおり低価法あるいは取得原価法の ので、それを解くために、「従来どおり低価法あるいは取得原価法の ので、それを解くために、「従来どおり低価法あるいは取得原価法の ので、それを解くために、「従来どおり低価法あるいは取得原価法の ので、それを解くために、「従来どおり低価法あるいは取得原価法の ので、それを解くために、「従来どおり低価法あるいは取得原価法の ので、それを解くために、「従来どおり低価法あるいは取得原価法の ので、それを解くために、「従来どおり低価法あるいは取得原価法

(二) 株式店頭公開制度の改善

前の八月、「リクルート事件」が明るみにでた。リクルートの子会一般消費税の創設を含む税制改革関連法案が国会に上程される直

社「リクルートコスモス社」の未公開株が政財界関係者に譲渡され、社「リクルートコスモス社」の未公開株が政財界関係者に譲渡され、社「リクルートコスモス社」の未公開株が政財界関係者に譲渡され、社「リクルートコスモス社」の未公開株が政財界関係者に譲渡され、社「リクルートコスモス社」の未公開株が政財界関係者に譲渡され、

た。

いクルート事件における証券市場マターの法令違反としては、公別のよれ、
のみで、日本証券業協会のルールには違反はなかった。
開前の七六人への売却が「売出し」に相当し、届出書提出義務違反
関がし、それ故にこそ、協会ルールの改定が必要ということになった。

かったという(角谷正彦証券局長) ○年四月三○日で、譲渡はそれ以前であったのでルール違反はな の翌日以降に、特別利害関係者が譲受・譲渡を行った場合は公開を の翌日以降に、特別利害関係者が譲受・譲渡を行った場合は公開を

「リクルート事件は一般投資家が参加しない公開前の市場での問題証取法改正での「内部者取引規制」は上場会社に適用されるもので、題視したが、いずれも抵触しなかった。すなわち、直前に成立した別け」、「仮名取引の受託」などであり、野党議員もその観点から問題にたが、いずれも抵触しなかった。すなわち、直前に成立したの質疑をこでこれをやや広くとらえて「不公正取引」の観点からの質疑

正彦答弁)。
正彦答弁)。
に向けられたもので、未公開株の相対取引は証券会社を通じるものに向けられたもので、未公開株の相対取引は証券会社を通じるものに向けられたもので、未公開株の相対取引は証券会社を通じるものに向けられたもので、未公開株の相対取引は証券会社を通じるものに向けられたもので、未公開株の相対取引は証券は、公開株を原則で性格が異なる」。また「親引け」規制については、公開株を原則

は次のようであった。
は次のようであった。部会が提案に沿って提案した新しい株式公開制度について」を取りまとめた。論点は①公開価格と初値の開きによる特別利益をどう縮減させるか、②配分の在り方をどう公平にできるか、等であった。部会が提案に沿って提案した新しい株式公開制度の在り方が九月から検討をはじめ、一二月に報告書「株式公開制度の在り方が九月から検討をはじめ、一二月に報告書「株式公開制度の在り方が、等であった。

札価格を基準に公開価格を決める。を参考にして公開株の一部を一般投資家による入札制とし、その落を参考にして公開株の一部を一般投資家による入札制とし、その落公開価格については新たな類似会社批准方式により算出した価格

を設ける。 公開株式数を拡大させる。次に一人当たり入札申し込み株数に上限公開株式数を拡大させる。次に一人当たり入札申し込み株数に上限また店頭市場に厚みを増し、円滑な株価形成を図る観点から最低

年、長くしたのである。の二年前以降とした。それまでは一年前としたが、これをさらに一の二年前以降とした。それまでは一年前としたが、これをさらに一公開前の株式移動制限については、公開申請日の直前決算期末日

(注

- 対外経済関係事項 関税行政」東洋経済新報社、平成一六年、二二一ペート関として「行財政改革の推進と対外経済摩擦の回避に重点を置く」内閣として「行財政改革の推進と対外経済摩擦の回避に重点を置く」

ジ。

(三) 『昭和財政史 昭和四九~六三年度』第四巻「租税」、東洋経済新報社、

平成一五年、四五六ページ。

- 少額公債非課税枠三○○万円(特別マル優)、財産形成貯蓄五○○万円(四) 当時、銀行預金三○○万円(いわゆるマル優)、郵便貯金三○○万円、
- (五) 非課税貯蓄の限度額拡大は、四九年に合計五○○万円(マル優一五の合計一四○○万円までが利子非課税であった。
- 成一五年、二〇四ページ)。

 成一五年、二〇四ページ)。

 成一五年、二〇四ページ)。

 成一五年、二〇四ページ)。

 成一五年、二〇四ページ)。
- (六) 同右、一七七―一八三ページ。
- (七) 五五年のGC制度法案は、利子配当の源泉分離選択課税制度等の期

- 平成一五年、一四〇ページ。(八) 『昭和財政史 昭和四九~六三年度』第六巻「金融」、東洋経済新報社、
- (九)「金融および証券に関する件」(衆議院大蔵委員会議八号、五七年三

月一〇目)。

- (一○) ゼロクーポン債のキャピタルゲインは六一年から課税されることになった。「国内発行の割引債の償還差益には一六%の源泉分離で発行時に前取りされているのに海外発行のゼロクーポン債にはそれができず、しかもキャピタルゲインにも非課税となれば、いかにもバランスを失している」からであった(梅澤節男主税局長「所得税法及び租税を失している」からであった(梅澤節男主税局長「所得税法及び租税を失している」からであった(梅澤節男主税局長「所得税法及び租税を失している」が高い。
- (一二) GC制度は、利子所得の適正な把握によって総合課税化を可能とする手段であったから、利子配当の源泉分離選択課税制度もGC実施時期に適用期限が終了することになっていた。なお適用期限が三年間延長された特別措置としては、このほか①普通預金利子と少額配当の延長された特別措置としては、このほか①普通預金利子と少額配当の。

 ③割引債の償還差益の源泉分離課税制度があった。

年四月一日)

三月二四日)。 (一三)「租税特別措置法改正案」(参議院大蔵委員会会議録八号、五八年

- 一五年、八五─九三ページ。
 〜六三年度』第九巻資料(二)「租税・国債」、東洋経済新報社、平成(一四) 以下、五八年中期答申、六○年度答申は『昭和財政史 昭和四九
- 号(その一)、六○年三月二六日)。(一五)「所得税法及び租税特別措置法改正案」(参議院大蔵委員会議録六
- (一六) 同右。
- 併置、③低率分離課税、④一律分離課税である。(一七) 課税貯蓄に対する四論とは、①総合課税、②確定申告不要制度の
- 東洋経済新報社、平成一五年、一〇九―一一八ページ。(一八)『昭和財政史』昭和四九~六三年度』第九巻資料(二)「租税・国債」、
- 東洋経済新報社、平成一五年、一二五―一三一ページ。『昭和財政史 昭和四九~六三年度』第九巻資料(二)「租税・国債」、(二〇) 「税制改革についてのや申」は
- (二一) 同右、二一八—二一九ページ。
- 三年六月(以上、同右、五一一―五二六ページ)。 ついて」五三年二月、「国債の商品性を高めるための施策について」五(二二)「国債管理政策研究会について」五二年六月、「国債の流通市場に
- た(「五九年度財源確保法」衆議院大蔵委員会会議録一九号、五九年四内閣と次の鈴木内閣は「五九年度」、中曽根内閣は「六五年度」と謳っ木内閣は脱却目標時期を「五五年度」、福田内閣は「五七年度」、大平、もっとも、脱却は言うに易し、行いは難しであった。ちなみに三

月二五日

- (二四) 五〇年度および五一年度特例公債法案については本資料三巻に収
- 止したため整理基金の資金繰りが苦しくなったという事情もあった。 九九○)年度から繰入れを復活させた。この年はNTT株の売却を停という意見による。したがって特例公債依存から脱却した平成二(一とのう意見による。したがって特例公債依存から脱却した平成二(一)
- 保法は「付則」でこの条項を削除した。 債発行は行わないとする条項が明定されていたので、五九年度財源確(二六) なお、五一年度から五八年度までの法案には、償還のための借換
- (二七) 長期国債の年限は四七年度から一○年債となったので、その償還
- 一六年、二五六ページ)。 四九~六三年度』第五巻「国債・財政投融資」、東洋経済新報社、平成募入札による中期利付国債で借り換えたとされる(『昭和財政史 昭和宗人 五六年から五九年までに満期が来る国債は、市中保有分に付き公
- (二九) 年度内に発行、償還されて消えてしまう短期国債は、「特会」法の成人、歳出に計上する「費途」(一条二項)には該当しない。そこで、歳入、歳出に計上する「費途」(一条二項)には該当しない。そこで、
- 東洋経済新報社、平成一五年、五七三―五七五ページ)。なお、「年限(三〇)『昭和財政史 昭和四九~六三年度』第九巻資料(二)「租税・国債」、

- 借り換えるというものである。対応」とは、割引国債は割引国債で、中期利付国債は中期利付国債で
- (三一)「五九年度財源確保法」(衆議院大蔵委員会会議録二○号、五九年

四月二七日)。

- (三三一) 六〇年度中は二月と三月に各五千億円、合計一兆円発行された。
- (三三) 「六○年度財源確保法および国債整理基金特別会計法改正案」(参
- 議院大蔵委員会会議録一七号、六〇年六月一三日)。
- 二日)。
- (三五)『東京証券取引所五〇年史』二〇〇二年一〇月、四七三―四ページ。
- 蔵省証券局年報』五八年版、八二―九〇ページ)。(三六) 証券取引審議会「株券振替決済制度について」五七年一二月(『大
- 条「実質株主名簿にある単位未満株は買い取り請求できる」等、である。三三条「この実質株主名簿は、株主名簿と同一の効力を有する」。三二条「発行会社はこれに基づいて実質株主名簿を作成する」。三十条「保管振替機関は発行会社に対し実質株主を通知する」の法三〇条「預託株券の共有者を預託株数に応じた株主(実質株主)
- (三九) 同右。

三八

参議院大蔵委員会議録一三号、五九年四月一二日

- られる民法上の公益法人のうち主務大臣が指定する」(同法三条)。 (四〇) 保管振替機構は、「保管振替事業を適正かつ確実に行うことが認め
- (四一) 衆議院大蔵委員会議録二二号、五九年五月九日。
- (四二)『大蔵省証券局年報』六○年版、六四―六八ページ。

- (四三) 「証券取引法改正案」(参議院大蔵委員会議録一二号、六〇年四月 二三日)。
- (四 四 四 Factor)と呼ばれる。ちなみに受渡銘柄を七年から一一年と広いレン なるので、売り手は残存七年債を渡す場合が多い。 ジをとっているのは、買占めによる売り手の締め上げ(スクィーズ) で基準化した係数で、コンバージョン・ファクター(Conversion を防ぐためであるが、計算上、残存七年債が「最割安(Cheapest)」と 受渡銘柄の利回りが標準物と同じ六%になるような価格を一〇〇
- (四五) 衆議院大蔵委員会議録三○号(六○年六月一二日)。三年後の六三 年五月、証取法改正により、金融機関の債券先物取引プローカー業務 は認められることになった。
- (四六) 参議院大蔵委員会議録一二号 (六○年四月二三日)。
- (四七) 蔵省証券局年報』六一年版、八七―一一六ページ)。 証券取引審議会報告書「証券投資顧問業の在り方について」(『大
- (四八) 同右。
- (四九) 同右。
- (五○) 「証券投資顧問業法案」(衆議院大蔵委員会議録一九号、六一年五 月九日)。
- (五一) 「証券取引委員会規則一五号」(二三年七月) の内容は、過当また 任 いう解釈の余地があったこと、報告義務の対象は会員業者であった。 の翌月五日までに取引所に報告すること(二条)であった。ただし、「一 は頻度の多い取引を行ってはならないこと(一条)、取引の行われた月 の定義では四つの要素のうち一つでもかけていれば該当せず、と

三九年の通達は、規制対象を取引所会員業者から非会員業者にも拡大 したこと、「一任」の四要素のうち一つでも該当すれば売買一任勘定取

引の定義に該当することとした。

- (五二) その後、平成三(一九九一)年夏、損失補填等の「証券不祥事」 勘定取引」は「取引一任勘定取引」に名称変更となった 取法改正が行われた(施行は平成四年一月)。損失補填は証券会社が取 が多かったからである。なお、先物取引が開始されて以降、「売買一任 引一任を受けて運用を行う「営業特金」を整理する過程で行ったもの が露見して、「取引一任勘定取引」を証券会社の禁止行為に追加する証
- <u>H</u> 前揭、 証取審報告書
- 五四 億円に上った(衆議院大蔵委員会議録二○号、六一年五月一四日)。 ナル事件」(五九年八月摘発)では、被害者八○○○人、被害額五八四 緒方右武(警察庁刑事局保安部経済調査官)によると、「投資ジャー
- (五五) このほか、証券会社の営業年度変更(九月期決算から三月決算へ の移行)が含まれる。
- 五六 『大蔵省証券局年報』六二年版、一〇二―一〇七ページ。
- 五七 『銀行局金融年報』六三年版、一八―一九ページ、二八―三〇ページ。
- (五八) 『大蔵省証券局年報』六三年版、五二ページ。

衆議院大蔵委員会議録一五号(六三年五月一一日)。

(五九)

- (六〇) 『大蔵省証券局年報』六三年版、七八―八三ページ。
- (六一) 画又は技巧をなすこと」すなわち不公正取引一般を禁止している。 五八条は「有価証券の売買その他の取引について不正の手段、 計
- (六二) 衆議院大蔵委員会議録一五号(六三年五月一一日)。

- (六三) 同右。
- で得た利益は発行会社に返還する義務を課している。(六四) 一八九条は、会社役員・主要株主が自社株の短期売買(六か月以内)
- (六五) 前掲、報告書。
- (六六) 衆議院大蔵委員会会議録一六号(六三年五月一二日)。
- 証券等では、事業法人部における引受部門と運用部門の分離が行われ(六七) 衆議院大蔵委員会議録一七号(六三年五月一三日)。このほか大手
- (六八) 『大蔵省証券局年報』六二年版、八三―一〇二ページ。
- は、平成五年の商法改正まで待たなければならなかった。 (六九) 受託制度に代わる社債管理会社の設置や社債発行限度額の撤廃等
- (七〇) 衆議院大蔵委員会議録一五号(六三年五月一一日)。
- (七一) 同右。
- (七二) 衆議院商工委員会議録第一号 (六○年一一月一三日)。
- 本資料第三巻に収録している。
 本資料第三巻に収録している。
- (七四) 日米間の改善に努めるべきである」という(『昭和財政史 昭に四) 日米間の立善に努めるべきである」という(『昭和財政史 昭に四) 日米間の主要課題が金融資本市場の閉鎖性に起因しており、日本によれば、「日米貿易不均衡の原因となっている円ドルレート(円安・ドル高)問題は、日本の金融資本市場の閉鎖性に起因しており、日本は自国の金融・資本市場を自由化し、円を国際化することによって円は自国の金融・資本市場を自由化し、円を国際化することによって円に加入が、日米間の主要課題が金融資本市場および円ドルレートの問題へ旋に加入している。

- 東洋経済新報社、二〇〇四年、三二八ページ)。和四九―六三年度』第七巻「国際金融・対外経済関係事項(関税政策)
- (七五)「報告書」は、『昭和財政史 昭和四九―六三年度』第一一巻、東洋経済兼幹社 二〇〇四年 三三パペーシ)
- 二〇〇三年、二七二―二八九ページ、「展望」は同、二九三―三〇一ペー

(四)「国際金融・対外経済関係事項

関税政策」東洋経済新報社、

資

(七六) 前揭、

「報告書」。

- (七七) 同右。
- (七九) 同右、五六六―五七〇ページ。
- (八○)「資金運用部資金法改正案」(衆議院会議録八号、六二年二月二六

<u>日</u>。

- (八一) 「資金運用部預託金利特例法」(二七年)により、郵便貯金特別会 でき、三六年の国民年金発足時には「資金運用部資金法改正」により でき、三六年の国民年金発足時には「資金運用部資金法改正」により により になった(『昭和財政史 により。 により、郵便貯金特別会
- (八二) 同右、五一七ページ。
- (八三) 「資金運用部資金法改正案」(衆議院大蔵委員会議録二号、六二年

二月二五日)。

東洋経済新報社、二〇〇四年、五一九―五二〇ページ)。

- (八五) 唐沢俊二郎(郵政大臣)趣旨説明「郵便局国債窓販法案」(衆議院
- (八六) 同右、参議院逓信委員会会議録四号 (六二年五月二二日)。

逓信委員会議録二号、六二年五月一四日)。

(八七)『コメンタール法人税基本通達』税務研究会出版局、六二年一二月、

二四二一二四四ページ。

- (八八) 同右。
- 動などに関する規定」。

 ・
 立る規則、「登録前の第三者割当増資および特別利害関係者等の株式移する規則、「登録前の第三者割当増資および特別利害関係者等の株式移(八九) 公正慣習規則第二号「店頭売買銘柄の登録および値段の発表に関
- (九〇) 衆議院予算委員会議録第二号 (六三年八月五日)。
- (九一) 『大蔵省証券局年報』平成元年版、九九―一〇四ページ。

凡 例

、この国会審議録に関わる資料は、昭和四十年から平成元年までの国会(第四十九回から百十七回国会まで)における法律 案を中心とした審議の会議録の中から、 証券関係の重要案件を選び、 これを回次順に編集したものである。

二、法案等の審議の会議録原本は国会図書館所蔵のものによった。

三、各巻の収録要領は次のとおりである。

- (--)案件の配列は、各議会頃に証券関係重要法案、 関連法案、 法案審議以外の関連審議案件とした。
- 一つの案件審議は、委員会、本会議を通じて、 日付順に会議の順を追って配列した。

質疑、

討論、

採決、本会議における委員長報告、

質疑、

討論、

採決である。

 (\equiv)

採録は委員会における提案理由説明、

- (四) 省略した箇所については を入れたのは、大幅に省略した部分のみに限られている。また、内容が不明な個所や明らかな誤りには、〔〕 国会の会議録は紙幅の関係上、原本をそのまま採録したわけではなく、一部省略している。原本にあるものを編集側で (前略)、(中略)、(以下略)、(ほか略)などとした。 なお、 読みやすさを考慮し、これらの注記 内に編注 訂
- 五 活字は個人名を除き、原則として新字体とした。

正)を入れ、判然としないものには〔原文のとおり〕とした。

- (六) 限った。 出席者名は委員会に限って採録した。原則として当該委員会委員名は全部、 政府委員名その他の氏名は、 発言者のみに
- (七) 法律の条文は、 基本的に本会議で採決が行われたときのものを採録している。また、 関連法案は一 部採録または省略

凡例

た

目次

昭和続編第四巻の刊行に当たって

証券関係国会審議録 (四) 解題

凡 例

一証券関係国会審議録(四)

第九十五回(臨時)国会

金融及び証券に関する件

衆議院 大蔵委員会議録第二号 (昭和五十六年十一月六日)……

第九十六回国会

金融及び証券に関する件

目

次

壱

疘	(昭和五十七年四月一日)	大蔵委員会会議録第七号	参議院
共	(昭和五十七年三月三十一日)	大蔵委員会会議録第六号	参議院
宅	(昭和五十七年三月二十三日)	大蔵委員会会議録第三号	参議院
Ö	(昭和五十七年三月十七日)	予算委員会会議録第十号	参議院
八	大蔵委員会金融及び証券に関する小委員会議録第一号(昭和五十七年四月二十日) ※	大蔵委員会金融及び証券	衆議院
蓋	大蔵委員会議録第二十号(昭和五十七年四月十六日)	大蔵委員会議録第二十日	衆議院
元	(昭和五十七年三月十七日)	大蔵委員会議録第九号	衆議院
九	(昭和五十七年三月十日)	大蔵委員会議録第八号	衆議院
八	(昭和五十七年三月九日)	大蔵委員会議録第七号	衆議院
七	(昭和五十七年二月二十四日)	大蔵委員会議録第五号	衆議院

第十

和

.m.	.m.	.m.	.m.	.m.	.m.	税	儿	幺	幺	幺	幺	.m.	ııtıı.	ııtıı.	.m.	.m.
Λ議院^	衆議院	衆議院	衆議院	衆議院	外議院 ヘ	特別	九十八回国会	参議院	参議院	参議院	参議院	衆議院	衆議院	衆議院	衆議院	衆議院
衆議院会議録第十四号(昭和五十八年三月二十四日)	大蔵委員会議録第十二号(昭和五十八年三月二十二日)···································	大蔵委員会議録第十号(昭和五十八年三月十七日)	大蔵委員会議録第七号(昭和五十八年三月十一日)	大蔵委員会議録第六号(昭和五十八年三月四日) =	衆議院会議録第七号(昭和五十八年二月十八日)	昭税特別措置法の一部を改正する法律案	国会	大蔵委員会会議録第七号(昭和五十七年四月一日)	大蔵委員会会議録第六号(昭和五十七年三月三十一日) 異	大蔵委員会会議録第三号(昭和五十七年三月二十三日) 罕	予算委員会会議録第十号(昭和五十七年三月十七日) 🖽	大蔵委員会金融及び証券に関する小委員会議録第一号(昭和五十七年四月二十日)	大蔵委員会議録第二十号(昭和五十七年四月十六日)	大蔵委員会議録第九号(昭和五十七年三月十七日)	大蔵委員会議録第八号(昭和五十七年三月十日)	大藏委員会議録第七号(昭和五十七年三月九日)

第百一回(特別)国会

昭和五十九年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置等に関する法律案

衆議院会議録第十三号(昭和五十九年三月三十日)………………

芸

公 色龙 记 经 是 不 写 一 耳 上,	衆議院会議録	衆議院 大蔵	衆議院 大蔵	衆議院 大蔵	衆議院 大蔵	衆議院 大蔵	衆議院 大蔵	衆議院 大蔵
	議院会議録第二十三号(昭和五十九年五	大蔵委員会議録第二十号	大蔵委員会議録第十九号	八蔵委員会議録第十八号	大蔵委員会議録第十七号	大蔵委員会議録第十六号	大蔵委員会議録第十五号	大蔵委員会議録第十四号
	十九年五月八日)	(昭和五十九年四月二十七日)	(昭和五十九年四月二十五日)	(昭和五十九年四月二十四日)	(昭和五十九年四月二十日)	(昭和五十九年四月十八日)	(昭和五十九年四月十七日)	(昭和五十九年四月十三日)
	\equiv	=	100	— 品	王	— 套	四四	<u>=</u>

目

参議院	大蔵委員会会議録第十六号(昭和五十九年五月十日)	\equiv
参議院	大蔵委員会会議録第十七号(昭和五十九年五月十五日)	E
参議院	大藏委員会会議録第十八号(昭和五十九年五月十六日)	_
参議院	大藏委員会会議録第二十号(昭和五十九年六月十九日)	£
参議院	大藏委員会会議録第二十一号(昭和五十九年六月二十一日)····································	=
参議院	大蔵委員会会議録第二十二号(昭和五十九年六月二十六日) 三四	pu
参議院会	参議院会議録第十九号(昭和五十九年六月二十七日) ===============================	丟
金融及び	金融及び証券に関する件	
衆議院	大蔵委員会金融及び証券に関する小委員会議録第一号(昭和五十九年四月十日)	=
株券等の個	株券等の保管及び振替に関する法律案	
参議院	大蔵委員会会議録第十三号(昭和五十九年四月十二日)ョ	pu
参議院	大蔵委員会会議録第十四号(昭和五十九年四月十七日)····································	三
参議院会	参議院会議録第十二号(昭和五十九年四月二十日) 三	≡
衆議院	大蔵委員会議録第二十号(昭和五十九年四月二十七日) ===	四
衆議院	大蔵委員会議録第二十二号(昭和五十九年五月九日)	Ħ.
衆議院会	衆議院会議録第二十四号(昭和五十九年五月十日) 👓	Æ

第百二回国会

租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律案

衆議院へ	衆議院 大蔵委員会議録第六号(昭和六十年二月二十二日) =============	
衆議院	大蔵委員会議録第十号(昭和六十年三月八日)	
衆議院へ	衆議院会議録第十三号(昭和六十年三月九日) 閏10	
参議院会	参議院会議録第八号(昭和六十年三月二十日) 閏三	
参議院	大蔵委員会会議録第六号(昭和六十年三月二十六日)	
参議院	大蔵委員会会議録第八号(昭和六十年三月二十八日)	
参議院へ	参議院会議録第十号(昭和六十年三月二十九日)	
国債整理	国債整理基金特別会計法の一部改正	
衆議院へ	衆議院会議録第十八号(昭和六十年四月二日)	
衆議院	大蔵委員会議録第二十一号(昭和六十年四月二十三日)	
衆議院	大蔵委員会議録第二十三号(昭和六十年五月二十二日) 閏三	
衆議院	大蔵委員会議録第二十四号(昭和六十年五月二十三日) 🖔	
衆議院	大蔵委員会議録第二十五号(昭和六十年五月二十四日) 翌0	
衆議院	大藏委員会議録第二十六号(昭和六十年五月二十八日)	

日次

衆議院	大蔵委員会議録第二十七号(昭和六十年五月二十九日)	四九七
衆議院	大蔵委員会議録第二十九号(昭和六十年六月四日)	四 九 九
衆議院へ	衆議院会議録第三十四号(昭和六十年六月六日)	五
参議院へ	参議院会議録第二十号(昭和六十年六月七日)	五
参議院	大蔵委員会会議録第十六号(昭和六十年六月十一日)	=======================================
参議院	大蔵委員会会議録第十七号(昭和六十年六月十三日)	五
参議院	大蔵委員会会議録第十八号(昭和六十年六月十四日)	<u>=</u>
参議院	大蔵委員会会議録第十九号(昭和六十年六月十八日)	五四二
参議院	大蔵委員会会議録第二十号(昭和六十年六月二十日)	五五
参議院へ	参議院会議録第二十二号(昭和六十年六月二十四日)	五
国際金融な	国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び証券取引法の一部を改正する法律案	
参議院	大蔵委員会会議録第十二号(昭和六十年四月二十三日)	五七七
参議院へ	参議院会議録第十四号(昭和六十年四月二十四日)	五八九
衆議院	大蔵委員会議録第三十号(昭和六十年六月十二日)	五八九
衆議院へ	衆議院会議録第三十六号(昭和六十年六月十四日)	夳

第百三回 (臨時) 国 会

般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法の一部を改正する法律案

第百四回国会

金融及び証券に関する件

参議院 大蔵委員会会議録第六号 (昭和六十一年三月二十七日)………

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案

参議院 衆議院 参議院 衆議院会議録第三十号(昭和六十一年五月二十一日)…………… 参議院会議録第九号(昭和六十一年四月四日) 大蔵委員会会議録第七号 (昭和六十一年四月二日) 大蔵委員会議録第二十一号(昭和六十一年五月十六日) 大蔵委員会会議録第八号 (昭和六十一年四月三日) 空 会 夽 莹 **云**哭

有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律案

目次

>議院 大蔵委員会会議録第十四号(昭和六十一年	参議院 大蔵委	衆議院会議録第	衆議院 大蔵委	衆議院 大蔵委	衆議院 大蔵委	
大蔵委員会会議録第十四号	大蔵委員会会議録第十三号	議院会議録第二十九号(昭和六十一年五月十五日)	大蔵委員会議録第二十号	大蔵委員会議録第十九号	大蔵委員会議録第十八号	
号(昭和六十一	一号(昭和六十一	八十一年五月十五	(昭和六十	9(昭和六十一年五月九日)	9(昭和六十一年五月七日)	
(昭和六十一年五月二十日)	(昭和六十一年五月十五日)	Д 日)	一年五月十四日)…	+五月九日)	+五月七日)	
	日)					
		······ +0+		六七六		
七0九	古の人	404	六五四	六	六七五	

第百八

資金

湬議院 - 大蔵委員会議録第二十号(昭和六十一年五月十匹日)
糀議院会議録第二十九号(昭和六十一年五月十五日)⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯ +0↓
奓議院 大蔵委員会会議録第十三号(昭和六十一年五月十五日)····································
参議院会議録第十八号(昭和六十一年五月二十一日)····································
八回国会
運用部資金法の一部を改正する法律案
衆議院 大蔵委員会議録第二号(昭和六十二年二月二十五日)····································
※議院会議録第八号(昭和六十二年二月二十六日) ಪ0
穸議院会議録第七号(昭和六十二年二月二十七日)⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯ 峚=

郵政官署における国債等の募集の取扱い等に関する法律案

参議院 逓信委員会会議録第三号(昭和六十二年五月二十一日)	衆議院会議録第十七号(昭和六十二年五月十五日)	衆議院 逓信委員会議録第二号(昭和六十二年五月十四日)
芸	七五	七五四四

宏 参議院

去

第百九

	参議院会	参議院会議録第十三号(昭和六十二年五月二十五日)
音	省 九 回	(臨時)国会
所	得税法等	所得税法等の一部を改正する法律案
	衆議院	大蔵委員会議録第五号(昭和六十二年八月二十一日) ===============================
	衆議院	大蔵委員会議録第八号(昭和六十二年八月二十八日)····································
	衆議院	大蔵委員会議録第九号(昭和六十二年九月一日)
	衆議院	大蔵委員会議録第十号(昭和六十二年九月二日)
	衆議院会	衆議院会議録第十五号(昭和六十二年九月三日)
	参議院	大蔵委員会会議録第四号(昭和六十二年九月十日)
	参議院	大蔵委員会会議録第五号(昭和六十二年九月十一日)
	参議院	大蔵委員会会議録第七号(昭和六十二年九月十七日)
	参議院	大蔵委員会会議録第九号(昭和六十二年九月十九日)
	参議院会	参議院会議録第十三号(昭和六十二年九月十九日)

目 次

第百十二回国会

証券取引法の一部を改正する法律案 金融先物取引法案

衆議院	衆議院	金 融 及	参議	参議院	参議院	参議院	衆議	衆議院	衆議院	衆議院	衆議院
院	院	び 証	院会	院	院	院	院会	院	院	院	院
大藏委員会議録第十八号(昭和六十三年五月十八日)····································	決算委員会議録第五号(昭和六十三年五月九日)	金融及び証券に関する件	参議院会議録第二十号(昭和六十三年五月二十五日)	大蔵委員会会議録第十六号(昭和六十三年五月二十四日)····································	大蔵委員会会議録第十五号(昭和六十三年五月十九日) 売	大蔵委員会会議録第十四号(昭和六十三年五月十七日)	衆議院会議録第二十三号(昭和六十三年五月十三日)	大蔵委員会議録第十七号(昭和六十三年五月十三日)	大蔵委員会議録第十六号(昭和六十三年五月十二日)····································	大蔵委員会議録第十五号(昭和六十三年五月十一日) 宍	大藏委員会議録第十四号(昭和六十三年四月二十六日) <=

第百十三回(臨時)国会

リクルート事件に関する件

九七	院	参議院
一 九 二	税制問題等に関する調査特別委員会会議録第四号(昭和六十三年十二月二日)	参議院
一〇八九	参議院会議録第四号(昭和六十三年八月三日)····································	参議院
一〇八五	リクルート問題に関する調査特別委員会議録第三号(昭和六十三年十二月十六日)	衆議院
- 0公三	税制問題等に関する調査特別委員会議録第二十号(昭和六十三年十一月七日)	衆議院
- - - - -	税制問題等に関する調査特別委員会議録第十三号(昭和六十三年十月二十四日)	衆議院
一○芜	税制問題等に関する調査特別委員会議録第十二号(昭和六十三年十月二十一日)	衆議院
- 0-1-15	税制問題等に関する調査特別委員会議録第十一号(昭和六十三年十月二十日)	衆議院
- - - -	税制問題等に関する調査特別委員会議録第九号(昭和六十三年十月十七日)	衆議院
-0 究	税制問題等に関する調査特別委員会議録第五号(昭和六十三年十月六日)	衆議院
- 2 三	税制問題等に関する調査特別委員会議録第二号(昭和六十三年九月十四日)	衆議院
元	予算委員会議録第二号(昭和六十三年八月五日)	衆議院
0	予算委員会議録第一号(昭和六十三年八月四日)	衆議院
一 至 五	衆議院会議録第四号(昭和六十三年八月一日)····································	衆議院

税制改革法案

所得税法の一部を改正する法律案

目次

目次

地方税法の一部を改正する法律案

衆 議院	税制問題等に関する調査特別委員会議録第五号(昭和六十三年十月六日)
衆議院	税制問題等に関する調査特別委員会議録第六号(昭和六十三年十月七日)
衆議院	税制問題等に関する調査特別委員会議録第七号(昭和六十三年十月十三日)
衆議院	税制問題等に関する調査特別委員会議録第九号(昭和六十三年十月十七日)
衆議院	税制問題等に関する調査特別委員会議録第十三号(昭和六十三年十月二十四日)
衆議院	税制問題等に関する調査特別委員会議録第十七号(昭和六十三年十一月二日)
衆議院	税制問題等に関する調査特別委員会議録第二十一号(その一)(昭和六十三年十一月十日) 二三
衆議院会	議院会議録第十六号(昭和六十三年十一月十六日)
参議院	税制問題等に関する調査特別委員会会議録第二号(その一)(昭和六十三年十一月二十一日)
参議院	税制問題等に関する調査特別委員会会議録第十一号(昭和六十三年十二月十四日)
参議院	税制問題等に関する調査特別委員会会議録第十六号(昭和六十三年十二月二十一日)
参議院会	議院会議録第十六号(昭和六十三年十二月二十四日)